

# 米原市森林整備計画

計画期間

自 令和2年4月1日

至 令和12年3月31日

令和2年4月策定  
(令和4年4月変更)



米原市

## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・ 15
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準  
16

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 17
- 2 保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における施業の方法・・・・・・・・ 19
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および  
当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 21
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策・・・・・・・・ 21
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 21
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・ 22
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 23

<b>第7</b>	<b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムならびに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
2	作業路網の整備および維持運営に関する事項	25
<b>第8</b>	<b>その他必要な事項</b>	
1	林業に従事する者の養成および確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	26
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	27
<b>III</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	
<b>第1</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	
1	鳥獣被害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	28
<b>第2</b>	<b>森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b>	
1	森林病虫害等の駆除または予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	
1	保健機能森林の区域	29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30
4	その他必要な事項	30
<b>V</b>	<b>その他森林の整備のために必要な事項</b>	
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	31
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	その他必要な事項	31

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、滋賀県の東北部に位置し、東西 13.2 km、南北 31.6 km、総面積は 25,039 ha で森林面積は 13,839 ha である。東部は岐阜県、西部は長浜市、南部は彦根市、多賀町に接している。地形は最北部から東部へは日本百名山の一つである伊吹山（標高 1,377m）が、南部には霊仙山（標高 1,084m）がそびえる。1,000m級の山塊からなる森林は、湖北平野を潤す姉川、天野川の本流の流域の大半を占めており、下流域の農業用水や飲料水の安定供給を促す水源涵養林として大切な役割を果たしている。

また、伊吹山、霊仙山を中心に琵琶湖国定公園に指定された区域が 2,456 ha あり、その区域には貴重な植物群が広がっている。一方、北部には 1,950 ha の国有林があり、その一部を利用してスキー場が開設されている。これらの森林については、保健文化等森林の総合的利用を推進する土地として、自然環境の保全と調和に留意し、森林整備を推進することが必要である。

森林整備に必要な林道は、総延長 103.1 km、林道密度 7.43m/h a となっているが、林内道路を加えても林間路網の整備は十分とはいえず、施業の集約化、機械化によるコストダウンを図るため、林道や作業道の整備に加えて低コスト作業路の整備が必要である。

本市における森林所有者は、所有規模 5 ha 未満の林家が大部分を占め、ほとんどが兼業林家である。このような状況の中、林業技術の向上と林業経営の研究改善を行うグループ団体や森林整備を目的とするボランティア団体などによる休日を利用した森林施業をはじめ、任期を終えた「水源の里まいばら自伐型林業みらいづくり隊（元地域おこし協力隊、任期：平成 29 年 10 月から令和 2 年 3 月まで）」の隊員が任期終了後も継続している自伐型林業の実践など、多様な担い手による森林整備が実施されている。

このような担い手の活動を支援することにより林家の森林施業の意欲の向上を図り、優良材生産を推進することが必要である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、更には大径木の広葉樹が生育する天然生林まで様々な構成になっており、また、森林に対する住民の意識や価値観が多様化している。

### 2 森林整備の基本方針

人工林では、戦後に植栽されたスギ・ヒノキの多くが伐期齢を迎え利用できる状態となっているが、木材価格の低迷や林業従事者の減少等により森林整備、利用ともに進まない状況である。このため現在、低コスト・高効率施業を目指し、区域面積を大規模化、森林作業道の設置、高性能林業機械の利用等を進める施業集約化を行い、間伐等森林整備と木材の利用促進を行っている。また、広葉樹林の多くは、利用されなくなった薪炭林の二次林が放置され大径化している状況であるが、パルプ、薪、燃料チップ等のバイオマスエネルギーとしての利用や今後適正な施業を実施することにより木工・家具・建築材としての利用も見込めることから、人工林と同様に集約化施業の推進を図っていく。

本市の森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを目指し、自然的、社会的な特質、森林の有する公

益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林が有する多面的機能を発揮するため、望ましい地域の目指すべき森林資源の姿について次のとおりとする。

表1 多面的機能別の地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	地域の目指すべき森林資源の姿
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林などの森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採までに至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

表2 多面的機能別の森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育や間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件や立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育、生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育、生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、今後は木材の搬出、利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採、搬出、利用を計画的に進める体制の整備を図る。</p> <p>また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業者、</p>

	<p>林業普及指導員、フォレスター、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署、水源の里まいばら自伐型林業みらいづくり隊などの新たな担い手が相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。</p> <p>健全な森林造成による二酸化炭素の固定が地球の温暖化防止に重要な役割を果たすことが認識される中、本市においても、伐出した主間伐材を建築材等に利用することで、二酸化炭素の固定を促す。具体的には、公共施設の木造化や木質化、学習機への間伐材利用により地球環境の保全に貢献するとともに、これらの施設を利用した地域の交流や活動、都市と山村の交流や活動が活発に行われるよう働き掛ける。</p>
--	--

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供、助言やあっせんなどを行い、意欲のある森林所有者や森林組合、林業事業体への長期の施業委託による森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上と木材生産に係る労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道および森林作業道を整備する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、次のアからオまでに掲げる森林は、表3の標準伐期齢を適用しない。

ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2各号に掲げる森林および原生自然環境保全地域内の森林であって、立木の伐採について禁止され、または伐採の年齢について制限のある森林

イ 特用林および自家用林

ウ 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき森林

エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準じる森林

オ 米原市森林整備計画で定める保健機能森林の区域内における森林

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法の他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。



なお、材積に係る伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐および択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持および溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、湖北地域森林計画第4の1（3）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

## 主伐時における伐採・搬出指針

### 1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

## 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

## 3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

## 4 集材路・土場の計画及び施工

### (1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組

みで支える等の十分な対策を講じる。

- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

#### (2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が入らないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

#### (3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

#### (4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

#### (5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原

因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でごまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

#### (6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じて水も濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

#### 5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みすることを避ける。

#### 6 事業実施後の整理

##### (1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

## (2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

## 7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

## 3 その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達する時期を目安として次のとおり参考として示す。

表4 樹種ごとの生産目標に対応する径級に達する時期

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギおよびヒノキ	一般建築材	中仕立	26 c m	60 年
	造作材	中仕立	32 c m	80 年

## 第2 造林に関する事項

更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

## 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

表5 人工造林の対象樹種

針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ等

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や米原市の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択する。

### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の樹種別および仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の樹種別および仕立ての方法別の標準的な植栽本数について、次のとおり定める。

表6 人工造林の樹種別および仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	単層林密仕立て	4,000本/ha	
	単層林中仕立て	2,500本/ha	
	単層林疎仕立て	2,000本/ha	
	複層林中仕立て	1,000本/ha	
ヒノキ	単層林密仕立て	4,000本/ha	
	単層林中仕立て	2,500本/ha	
	単層林疎仕立て	2,000本/ha	
	複層林中仕立て	1,000本/ha	
広葉樹等	単層林	2,500本/ha	クヌギ、コナラ等
	複層林	500本/ha	薪炭林の二次林等

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員や米原市の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

#### イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

表7 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。 育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は、原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮するものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムに努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、別添の米原市天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

表8 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シ
-----------	--

	キミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その伐採後5年目の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行う。

表9 天然更新の対象樹種の伐採後5年目の期待成立本数

樹種	伐採後5年目の期待成立本数
天然更新の対象樹種	おおむね7,000本/haを標準とする。

表10 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株当たり2～3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。ただし、補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林の基準については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の育成状況、林床や地表の状況、病害虫および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘察して的確な更新を確保すること。



1 現況が針葉樹林人工林である。

⇩ Yes

2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。

⇩ Yes

3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。

⇩ Yes

4 林床に更新樹種が存在しない。

⇩ Yes

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林など

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
—	—

4 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2 の (2) による。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数およびその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

また、対象となる森林はうっ閉（樹冠疎密度 10 分の 8 以上）し立木間の競争が生じ始めた森林であり、伐採は材積に係る伐採率 35%以下で行い、かつ、伐採した概ね 5 年後においてその樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが見込まれる範囲内で行うこととする。

表 11 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ	一般建築材	2,500本 /ha程度	20	25	35	45	65	—	間伐は、林冠がうっ閉し、林木相互間に競争が生じ始めた時期に開始するものとする。伐採率（本数率）はおおむね 20～40%程度とし、柱材生産を目的とする。ただし、長伐期施業を実施する場合は、おおむね 10 年おきに上記伐採率で実施するものとする。また、間伐材の選定方法は、劣勢木（不良材）を順次伐倒し、優勢木（優良材）を残していく方法や水平・傾斜の両方向の平均間隔で伐倒する方法等林相に適応した方法によるものとする。	
ヒノキ	造作材生産	2,500本 /ha程度	25	30	40	45	55	65		
広葉樹等	それぞれ樹種・利用目的（短伐期利用・20年生程度：薪炭・チップ材等、きのご原木、パルプ材等／中伐期利用・50年生程度：木工用材等／長伐期利用・100年生以上：家具、建築用材等）に応じた保残木を選定し、その健全な生育と利用価値の向上を促進する。また、搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。伐採率（本数率）は、おおむね 20～40%とする。									

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

#### 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

表 12 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
つる切り	スギ									1									
	ヒノキ									1									
	広葉樹									1									
除伐	スギ															1			
	ヒノキ															1			
	広葉樹															1			
枝打ち	スギ																		1
	ヒノキ																		1

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数							標準的な方法	備考
		19	20	25	35					
下刈	スギ								目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの1.5倍以上または60~70cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
木起し	スギ								雪圧倒伏木を縄類を用いて起こす。作業は融雪後速やかに行い、1~2年生の造林木には併せて根踏みを行う。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
つる切り	スギ								つるの繁茂の著しい箇所で行う。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
除伐	スギ								下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈終了後に雑草類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。	
	ヒノキ									
	広葉樹									
枝打ち	スギ								間伐作業の終了後に力枝より下の枝を鉋等を用いて取除く。作業期間は9月~3月とし、厳冬期は避ける。枝下高はおおむね8mまでとする。	
	ヒノキ									

### 3 その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における森林施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

#### (1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能<sup>かん</sup>の評価区分が中程度以上の森林など、水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

##### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大する(標準伐期齢+10年以上)とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。森林の区域については、別表2により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

#### (2) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

#### ① 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

#### イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小および回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。それぞれの森林の区域については、別表2のとおり定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所または山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質の基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石レキ地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を付属資料の米原市森林整備計画機能別区域図に図示する。

また、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として定め、付属資料の米原市森林整備計画機能別区域図に図示する。

### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策

1に示す方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働き掛けることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用については、令和元年度に東草野地域をモデル地域として森林資源基礎調査を先行実施していることから、森林経営管理制度についても当該地域をモデル地域として森林所有者の意向調査などの事務手続を進め、その進捗にあわせて森林経営管理制度の活用を検討する。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有の形態は、民有林 13,839 h a、国有林 1,950 h a であり、民有林は、県有（営）林 651 h a、市・財産区有林 1,438 h a、私有林 11,746 h a、内公団公社造林 1,816 h a、その他（個人有林等）9,930 h a となっており、その所有状態は、公有林は大規模な施業団地、個人有林は極めて零細で分散している。

公有林における森林施業は、森林組合への委託作業で実施され、また、個人有林も一部は自力施業もあるが、大半は個別に森林組合への委託作業となっている。

このことから、森林施業の実施は、主に森林組合への施業委託により積極的に進めることにより、森林施業を地域ぐるみで計画的・組織的に推進する。また、流域別に共同化を重点的に推進する地域を設定し、大規模施業地を有する県有（営）林、造林公社等と連絡調整を図りながら作業の効率的な実施を推進する。

なお、国有林の隣接地では滋賀森林管理署と連携を密にし、民国連携による森林施業の共同化について検討する。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を図る地域は、団地造林事業実施地、造林公社施業地、その周辺の森林等まとまった森林とし、森林組合、自治会等の団体の協力を得て、森林整備の共同化を促進する。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画は、次に示すとおりである。

表 13 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
伊吹	甲津原	3,334.78	
梓河内	梓河内	909.67	
柏原	長久寺、柏原、清滝、須川、大野木	967.41	
山室	山室、菅江	135.34	
上丹生	上丹生、下丹生、枝折	1,047.22	
番場	番場、梅ヶ原、三吉	422.77	
醒井	醒井、一色	92.16	

樽ヶ畑	樽ヶ畑	254.48	
近江	多和田、能登瀬、日光寺、西円寺	230.73	
計		7,394.56	

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は、可能な限り共同または意欲ある林業事業者への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムならびに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化とあわせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

表 14 林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	100m/h a 以上	35m/h a 以上
		250m/h a 以内	50m/h a 以内
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	75m/h a 以上	25m/h a 以上
	架線系 作業システム	200m/h a 以内	
		25m/h a 以上	40m/h a 以内
		75m/h a 以内	



急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60m/h a 以上 150m/h a 以内	15m/h a 以上 25m/h a 以内
	架線系 作業システム	15m/h a 以上 50m/h a 以内	
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 m/h a 以上 15m/h a 以内	5 m/h a 以上 15m/h a 以内

計画期間内に基幹路網整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について次のとおり設定する。

表 15 基幹路網整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	備考
上板並 ほか	5.00	上板並県営林線	700	
伊吹 ほか	5.00	伊吹県営林線	700	
柏原 伊屋谷 ほか	17.69	伊屋谷線	4,600	
柏原 酒塩谷 ほか	27.00	酒塩谷線	4,200	
梓河内 板取畑 ほか	3.00	板取畑線	200	
梓河内 廣畑 ほか	20.00	廣畑線	3,000	
藤川 西釜洞 ほか	16.00	西釜洞線	3,200	
須川 尼ヶ洞 ほか	6.00	尼ヶ洞線	1,200	
梓河内 番野 ほか	20.00	番野線	2,000	
柏原 小坂東 ほか	30.00	小坂東線	5,000	
藤川 東釜洞 ほか	5.00	東釜洞線	1,000	
樽ヶ畑 水汲 ほか	11.46	水汲線	2,000	
梓河内 稗谷 ほか	25.00	稗谷線	4,000	
柏原 大谷 ほか	15.00	大谷線第一	1,000	
藤川 川戸 ほか	8.00	川戸線	1,500	
大久保 向山 ほか	15.00	向山線	1,000	
吉槻 枝朶原 ほか	20.00	枝朶原線	3,000	
柏原 大谷 ほか	20.00	大谷線第二	3,000	
藤川 川戸 ほか	10.00	川戸線	2,000	
柏原 大谷 ほか	15.00	大谷線第三	2,500	
上板並 貝洞 ほか	3.75	上板並貝洞線	750	
上板並 宇山 ほか	2.08	上板並宇山線	360	
上丹生 谷山 ほか	1.52	上丹生谷山線	360	

## 2 作業路網の整備および維持運営に関する事項

### ア 基幹路網に関する事項

#### ① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

#### ② 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の効率的な輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進することとし、基幹路網の整備計画を別表3のとおりとする。

#### ③ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めて台帳を作成し、適切な管理を行う。

### イ 細部路網の整備に関する事項

#### ① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

林業労働者は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合や林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、森林研究グループ等の育成や活動支援により活性化を行い、森林施業の共同化により、受託施業を安定的に確保し、作業員の通年雇用ができるような体制を整備する必要がある。また、特用林産物の生産・販売の合理化、農林複合経営による近代化、森林施業の協業化等を推進することにより、林業経営の改善を図る。

森林研究グループ等林業活動グループの育成について、「北近江林友会」が平成23年9月に林業技術の向上と林業経営の研究改善を目指して設立され、活動も活発に行われ、地域林業の振興に重要な存在となっている。

表 16 森林研究グループの現況

グループ名	目的	会員数	設立年	活動状況その他
北近江林友会	組織化による生産性の向上、所得の増大を図るとともに、地域社会の発展に貢献できるよう活力ある林業の樹立を目指す。	56 人	平成 23 年 9 月	1. 間伐等研修会 2. 優良事例調査 3. 優良林業地コンクール

(1) 林業労働者、林業後継者の育成方策

【林業労働者の育成】

森林組合の作業班の育成を通じて、林業労働者の各種社会保険制度の活用、安定雇用への制度等の充実を指導し、林業労働者の恒常的な就労体制の確立を行うとともに、新規林業労働者の確保を目指す。

【林業後継者等の育成】

林業後継者等林家を育成するために、地域内の林業技術等の啓発普及を行い、北近江林友会の技術研修会への地域住民の参加を促進し、退職者およびサラリーマン林業者を中心にグループの発展強化を図り、後継者の育成に努める。また、市北部の東草野地域では、これまで「水源の里まいばら自伐型林業みらいづくり隊」による自伐型林業の取組が進められていたことから、今後も引き続き自伐型林業への地元住民の参加を促進し、地元有志による担い手の確保に努める。

(2) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等関係団体を育成するため、組織強化の支援を行っていくとともに、森林施業の協業化等の推進により林家意識の改善を図り、受託事業を積極的に取り入れる。地域が一体となって、造林・小径木加工の安定的事業量の確保に努めるとともに、広域での連携等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど、林業事業体の経営体質強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業路等の整備とあわせて高性能林業機械の導入を推進し、省力化による低コスト作業を行うこととし、必要なオペレーターの養成を図る。

表 17 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将 来	
伐倒 造林 集材	緩 傾 斜	チェーンソー (伐倒) ↓ チェーンソー (枝払・玉切) ↓ 集材機 (集材)	<b>主伐</b> チェーンソー (伐倒) ↓ プロセッサ (枝払・玉切) ↓ グラップル (集材・積込) ↓ 林内作業車 (搬出)	<b>間伐</b> チェーンソー (伐倒) ↓ プロセッサ (枝払・玉切) ↓ ウィンチ付きグラップル (集材・積込) ↓ 林内作業車 (搬出)
	急 傾 斜	チェーンソー (伐倒) ↓ チェーンソー (枝払・玉切) ↓ 集材機	<b>主伐</b> チェーンソー (伐倒) ↓ スイングヤーダ, タワーヤーダ (集材) ↓ プロセッサ (枝払・玉切) ↓ 小型移動式クレーン (搬出)	<b>間伐</b> チェーンソー (伐倒) ↓ スイングヤーダ (集材) ↓ チェーンソー (枝払・玉切) ↓ 林内作業車 (搬出)

※1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造林、集材その他の作業種を記載する。

※2 現状および将来欄には、林業機械名を記載する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の林産物については、戦後造林された林地が多く、木材生産は少ないが、素材は主に市内または近辺の素材生産者により近隣の素材市場へ集荷されている。

今後は、間伐材の利用拡大を図るため、搬出・流通対策を積極的に推進して生産体制の育成を図り、流通体制の整備に努める。

特用林産物はシイタケ等が生産されているが、経営規模は零細で自家消費が主体である。今後は協業による生産体制の支援や森林研究グループ等の育成を図り、流通経路整備を図る。

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止に関する方法

本市では鳥獣害被害が多いことから、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については次のとおり定める。

表 18 鳥獣害防止森林区域

区域	対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
米原市全域	ニホンジカ	図示 （鳥獣害防止森林区域図）	13,839

(2) 鳥獣害の防止の方法に関する方針

上記対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ、単独または組み合わせて推進する。その際、その被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置または維持管理、幼齢木保護具の設置、はく被害防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進とあわせて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

なお、上記1のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等に対する助言や情報収集等に努める。

加えて、奥伊吹地区においては、滋賀森林管理署と共同で、効率的な捕獲に努める。

第2 森林病虫害の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除または予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除および予防の方針ならびに方法

森林病虫害の駆除および予防については、被害の未然防止と早期の発見、駆除に努めるものとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

## (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および薬剤等による早期駆除等に向け、行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、被害の動向を踏まえた鳥獣による森林被害対策について、第1の1(2)に準じた被害対策を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等に努める。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、月1回程度の林道からのパトロールを行うとともに、防火線の設置、初期防火用水の整備のほか、市による地域住民への普及啓発に努める。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

米原市森林等の火入れに関する規則（平成17年米原市規則第107号）を順守すること。

## 5 その他必要な事項

特になし。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業および市民の利用に供する施設の一体的な推進により、保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本指針に基づいて森林資源の総合的利用を促進するものとし、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事項を定める。

### 1 保健機能森林の区域

区域の設定なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

保健機能森林の区域の設定はないが、日撫山（米原市顔戸地先）、かぶと山（米原市多和田地先）および源氏山（米原市西山地先）は、散策路や展望台などの保健施設が整備されているものの、森林施業が困難な状況である。また、水源の里まいばら自伐型林業みらいづくり隊の隊員が、任期終了後に森林の保健機能の増進に関する活動に携わりたいとの意向を示している。

今後、既存の保健施設が所在する地元住民や、任期を終えた水源の里まいばら自伐型林業みらいづくり隊員などによる森林施業の可能性を検討する。

## V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項およびIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名、林班および区域面積等は、別表4のとおりとする。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし。

7 その他必要な事項

琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適切な管理を推進する。

付属資料

- (1) 米原市森林整備計画概要図 (2) 米原市天然更新完了基準